

平成 2 6 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 26 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会  
(第 2 回) 議事録

1. 平成 26 年 11 月 18 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 兼田 龍洋	2 番議員 松本 直高
3 番議員 皿海 ふみ	4 番議員 野口 陽輔
5 番議員 新 雅人	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 大矢 克巳	8 番議員 島 弘一
9 番議員 山下 幸恵	10 番議員 曾田 平治
11 番議員 平野 美治	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 土井 一憲  
副管理者 黒田 実  
副管理者 森川 一史  
四條畷市新炉建設整備担当部長 吐田 昭治郎  
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄 資源循環施設整備室長 松川 剛  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一  
資源循環施設整備室副参事兼室長代理 二神 和則  
総務課長 太田 広治  
管理課長兼資源循環施設整備室主幹 上村 悟司

1. 議事日程次のとおり

日程第 1 議長の選挙について  
日程第 2 会議録署名議員指名  
日程第 3 会期決定について  
日程第 4 平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費精算報告書の報告について  
日程第 5 平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について  
日程第 6 平成 26 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第 1 号)について  
日程第 7 一般質問

(時に 14 時 00 分)

1. 副 議 長 (山下幸恵君) 皆さま、こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第 2 回定例会が招集されましたところ、議員の各位におかれましては、何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議会は交野市の役員改選によりまして、議長が不在となっております。つきましては、地方自治法第 160 条第 1 項の規定により、議長選出までのあいだ、議長を務めさせていただきます、副議長の山下でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ご承知のとおり、去る 9 月 7 日に交野市長選挙が行われまして、黒田交野市長におかれましては見事に当選をされましたこと、心からお喜び申し上げます。

また、交野市議会では去る 10 月 1 日付けにて役員改選が行われまして、松本議員、兼田議員、新議員におかれましては引き続きご就任頂いております。

また、久保田議員、坂野議員、浅田議員に代わりまして、新たに皿海議員、野口議員、中上議員がご就任されました。今後ともよろしくお願いたします。

ただ今から、平成 26 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 2 回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思ひます。管理者。

1. 管 理 者 (土井一憲君) 皆さま、こんにちは。

四條畷市交野市清掃施設組合議会第 2 回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

先ほど、山下副議長さんからご報告がございましたとおり、9 月の交野市長選挙におきまして、黒田交野市長におかれましては見事にご当選されましたことを心からお喜び申し上げます。

今後は黒田副管理者と力を合わせ、円滑な組合運営に努めてまいる所存でございますので、何卒よろしくお願申し上げます。

また、交野市議会の役員改選によりまして、引き続きご就任をいただいた議員の皆さま方、また新たにご就任いただきました議員の皆さま方には、今後とも本組合運営にお力添えをいただきますようよろしくお願申し上げます。

さて、本日の第 2 回定例会では、議会におきましては交野市議会の役員改選に伴います議長の選挙を、また私どもからは平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計の継続費精算報告書のご報告、並びに平成 25 年度会計の歳入歳出決算認定、平成 26 年度会計の補正予算について、お願申し上げます。

何卒よろしくご審議を賜り、ご認定並びにご可決いただきますようお願い申し上げます。

新ごみ処理施設整備事業につきましては、造成工事が進み、事業計画地の地形も大きく様変わりをしてまいっており、現在、施設建設工事の実設計協議にも取り組んでいるところであります。事業の進捗状況につきましては、本日の定例会終了後、少々お時間をいただきまして、ご説明を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願申し上げます。

最後に、四條畷市、交野市、両市の将来に向けた安定したごみ処理の実現を目指して整備事業

の推進に努めてまいり所存でございますので、よろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 副議長（山下幸恵君） ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それではご報告を申し上げます。

本日の会議におけます、議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前臨時会閉会後の、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る4月28日には平成25年度に係る3月分を、5月30日には平成25年度に係る4月分及び、平成26年度に係る4月分を、6月25日には平成25年度に係る5月分及び、平成26年度に係る5月分を、7月28日には6月分を、8月25日には7月分を、9月22日には8月分を、10月29日には9月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長及び副議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、監査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

1. 副議長（山下幸恵君） 議事日程につきましては、本日机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 副議長（山下幸恵君） 日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定については会議規則第4条第1項の規定により、議長において議席指定を申し上げます。ただ今の席を議席といたしますので、ご了承いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（山下幸恵君） ご異議なしと認めます。それでは議席指定を申し上げます。

1番 兼田議員、2番 松本議員、3番 皿海議員、4番 野口議員、5番 新議員、6番 中上議員、7番 大矢議員、8番 島議員、9番 山下議員、10番 曾田議員、11番 平野議員、12番 岸田議員、以上の議席をもって、決定いたします。

1. 副議長（山下幸恵君） 日程第2、会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。8番島議員、10番曾田議員を指名いたします。

1. 副議長（山下幸恵君） 日程第3、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成26年11月18日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（山下幸恵君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

1. 副議長（山下幸恵君） 日程第4、議会選挙第1号議長の選挙についてを議題といたします。

なお、本組合議会申し合わせ事項によりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員の中からご推挙願いたいと思います。

が、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副 議 長（山下幸恵君） ご異議なしと認めます。ここで暫時休憩に入らせていただきます。

（時に 14 時 8 分）

（時に 14 時 17 分）

1. 副 議 長（山下幸恵君） それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

休憩中に議長の選挙について交野市の派遣議員の御一同にお願いをいたしました結果を、ご報告いたします。兼田議員、よろしくお願ひいたします。

1. 1 番議員（兼田龍洋君） 交野市の兼田でございます。貴重な時間を頂きましてありがとうございます。別室におきまして議長の選挙の件について協議をいたしました結果、議長には交野市から新議員を推挙したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

1. 副 議 長（山下幸恵君） ご苦勞様でした。ただ今、交野市の兼田議員よりご報告がありましたとおりに、議長には新議員をご推挙されました。ここでお諮りいたします。

議会選挙第 1 号議長の選挙については、ただ今ご推挙されました新議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副 議 長（山下幸恵君） ご異議なしと認めます。よって議会選挙第 1 号議長の選挙については、推挙のとおり当選されました。本日付けにて新議員を議長として告知申し上げます。

それでは新議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。

1. 議 長（新 雅人君） 交野市選出の新でございます。このたびご推挙いただきまして四條畷市交野市清掃施設組合の議長という大任を配することになりました。新炉の建設工事が本格的に始まっていく大変重要な時期に、議長という大役を仰せつかりました。微力ではございますが、全力で頑張りたいと思っておりますので、皆さま方のご協力よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

1. 副 議 長（山下幸恵君） ありがとうございました。皆さまには、何かとご協力賜わり厚く御礼申し上げます。

それでは新しい議長と交代いたしますので、よろしくお願いいたします。

1. 議 長（新 雅人君） それでは議事を続行させていただきます。日程第 5、報告第 1 号平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より継続費精算報告書の内容説明をいたさせます。事務局次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） それではご報告申し上げますので、恐れ入りますが議案書の報告第 1 号の次のページをご覧くださいと存じます。平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費精算報告書でございます。なお、報告書につきましてはそれぞれの事業の合計のみをご説明

をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

(款) 4 建設事業費 (項) 1 建設事業費、事業名、新ごみ処理施設に係る環境影響調査事業でございますが、この事業は平成 20 年度から平成 25 年度の 6 ヶ年にわたります継続事業でございます。委託期間につきましては平成 21 年 1 月 30 日から平成 26 年 1 月 31 日となっております。6 ヶ年の合計、全体計画でございますが、年割額の計といたしまして、1 億 7,955 万円となっております。その財源内訳につきましては国府支出金で 6,839 万 7,000 円、一般財源で 1 億 1,115 万 3,000 円となっております。次に、右の欄の実績でございますが、支出済額 1 億 7,955 万円となっております。その財源内訳につきましては、全体計画と同様に国府支出金で、6,839 万 7,000 円、一般財源で 1 億 1,115 万 3,000 円となっております。次に、その右の欄の比較でございますが、年割額と支出済額の差は 0 円となっております。その関係でその財源内訳につきましても、それぞれ 0 円となっております。

次に、事業名、新ごみ処理施設建設工事発注支援等事業でございますが、この事業は平成 24 年度から平成 25 年度までの 2 ヶ年にわたります継続事業でございます。委託期間につきましては、平成 24 年 5 月 18 日から平成 26 年 3 月 25 日となっております。2 ヶ年の合計、全体計画でございますが、年割額 5,958 万 6,000 円となっております。その財源内訳につきましては、国府支出金で 1,765 万円、一般財源で 4,193 万 6,000 円となっております。次に、右の欄の実績でございますが、支出済額 5,958 万 5,400 円となっております。その財源内訳につきましては、国府支出金で、1,765 万円、一般財源で 4,193 万 5,400 円となっております。次に、その右の欄の比較でございますが、年割額と支出済額の差は 600 円となっております。その財源内訳につきましては、一般財源で 600 円ということになってございます。

以上、誠に簡単ではございますが平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費精算報告書のご報告とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長 (新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。この際でございますので、何かございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
  1. 議 長 (新 雅人君) ないようでございますので、以上をもって、報告第 1 号の報告を終了いたします。
  1. 議 長 (新 雅人君) 日程第 6、認定第 1 号平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
  1. 事 務 局 (奥田浩樹君) (議案書にて朗読)
  1. 議 長 (新 雅人君) 朗読が終わりましたので、理事者より決算書の内容説明をいたさせます。事務局長。
  1. 事務局長 (北崎文雄君) ただ今議題となりました認定第 1 号平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容につきまして、お手元の決算書に基づきご説明を申し上げます。  
事項別明細書の歳入の部から順次ご説明を申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。
- それではまず、歳入の (款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でござ

いますが、予算現額7億37万7,000円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の7億37万7,000円となっております。内訳といたしましては、四條畷市から約46.01%に相当する3億2,225万9,000円を、また交野市から約53.99%に相当する3億7,811万8,000円を、それぞれご負担いただいております。次に(款)(項)(目)繰越金でございますが、予算現額1,081万2,000円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の1,081万2,852円となっております。これは前年度繰越金となっております。次に(款)諸収入(項)(目)雑入でございますが、予算現額144万5,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の144万4,783円となっております。雑入の主な内容でございますが、例年の職員の共済制度等に係る事務手数料や、行政財産使用に係る電柱設置使用料、引き続き12ページ、13ページでございます。行政財産使用に係る電気代、焼却施設整備工事に伴う電気・水道使用料や大阪湾圏域広域廃棄物処理場整備基本計画変更に伴う広域処分委託量譲渡費として、いわゆるフェニックスへの負担金の精算に係る還付の有無による収入でございます。次に、(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)建設事業費国庫補助金でございますが、新ごみ処理施設に係る環境影響調査事業及び建設工事発注支援事業等の完了に伴う総額の変更や、新ごみ処理施設事業計画地造成工事に遅れが生じたことなどから、減額補正いたします事から予算現額、調定額、収入済額いずれも0円となっております。(款)(項)組合債(目)衛生債でございますが、次の14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。この内容は新ごみ処理施設建設工事等事業債として、政府資金を利率0.7%、15年返済(内3年据置)の条件によりまして、1,040万円を借り入れたものでございます。

以上の内容により平成25年度会計の歳入合計は、予算現額7億2,303万4,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の7億2,303万4,635円となったものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。16ページ、17ページをご覧くださいと存じます。歳出の部(款)(項)議会費(目)組合議会費でございますが、予算現額259万6,000円に対しまして、231万2,937円を支出し、28万3,063円の不用額となっております。次に(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございます。予算現額1億2,201万1,000円に対しまして、1億2,076万3,266円を支出し、差引124万7,734円が不用額となったものでございます。一般管理費の主な支出内容でございますが、まず2給料で職員6人分の給料2,296万4,700円をはじめ、3職員手当等で1,412万3,701円、次の18ページ、19ページでございますが、4共済費で773万148円を、9旅費で監査委員及び公平委員会の旅費や、管外行政視察などに伴います職員随行旅費などで22万3,820円の支出をいたしてございます。続きまして20ページ、21ページをご覧くださいと存じます。11需用費では消耗品費や印刷製本費等で137万5,685円を、12役務費では電話などの通信運搬費、火災保険料などで134万8,236円の支出を、13委託料では499万7,417円の支出をいたしてございます。委託料の主な物は、警備防災業務や庁舎清掃業務、計量事務等の業務、OA機器保守などの委託料でございます。次の22ページ、23ページでございます。14使用料及び賃借料におきましては、複写機やOA機器の借上料等で183万3,619円の支出を、19負担金、補助及び交付金につきましては、5,931万9,940円の支出をいたしております。その主な物は、公害健康被害補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金や、監査公平委員会及び全国都市清掃会議等の団体への負担金、施設の運転管理上必要な講習、研修などの職員研修受講料負担金、構成両市からの派遣職員給料等に係る負担金、地元協力金などでございます。次の24ページ、25ペ

ページをお開きいただきたいと存じます。次に(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございます。予算現額5億1,033万4,000円に対し、5億350万9,668円の支出を行い、差引682万4,332円が不用額となったものでございます。支出の主な内容でございますが、2給料では再任用職員を含む職員24人分の給料8,051万7,160円をはじめ、3職員手当等で6,920万5,041円の支出を、引き続き26ページ、27ページでございます。4共済費として2,614万746円を、7賃金で臨時職員3人分の賃金322万6,468円の支出を、11需用費では、施設の消耗品や公害対策薬品等の購入費、電気水道などの光熱水費などで1億2,275万5,778円を支出いたしてございます。13委託料につきましては、7,539万7,959円を支出いたしておりますが、その主な内容につきましては焼却灰などのフェニックスへの搬送業務委託料として1,288万3,290円や、フェニックスの埋立処分委託料として2,784万4,530円のほか、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務などの業務や、引き続きまして28ページ、29ページでございます。焼却施設整備工事設計業務や焼却施設年次点検業務、運転監視システム保守点検業務、1号炉及び2号炉空気圧縮機保守点検業務、排ガス中塩化水素測定装置保守点検業務、引き続きまして30ページ、31ページでございます。排ガス分析装置をはじめとした公害対策関連設備装置などの年次の保守点検整備業務などに要したものでございます。次に、15工事請負費では、主に施設の安定した稼働のために必要な施設設備の工事費といたしまして、1億2,311万4,600円を支出いたしてございます。その内容は、1号炉の空気予熱機整備、1号炉及び2号炉の回転火格子部整備やコンベヤ整備などの焼却施設整備工事で8,717万9,400円を、クレーン整備工事で625万8,000円を、加熱脱塩素化処理装置整備工事で2,406万6,000円を、1号炉天井ノーズ部耐火物補修工事で472万5,000円などが主な物でございます。次の32ページ、33ページをご覧いただきたいと存じます。16原材料費でございますが、補修工事等の資材購入費といたしまして、197万2,078円の支出をいたしてございます。19負担金、補助及び交付金でございますが、焼却灰等の残渣処分先でございますフェニックスの整備事業の負担金といたしまして26万4,000円の支出をいたしてございます。続きまして(款)(項)建設事業費(目)新炉建設事業費につきましては、予算現額6,455万1,000円に対しまして、6,347万101円を支出し、差引108万899円の不用額となったものでございます。新炉建設事業の主な物といたしましては、13委託料で、4,259万4,479円を支出いたしてございます。その内容は新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務の委託料として2,455万円を、新ごみ処理施設建設工事発注支援等業務の委託料として1,608万5,400円を、引き続きまして34ページ、35ページでございます。新ごみ処理施設事業計画地造成工事現場監理業務の委託料では180万円などを支出いたしてございます。15工事請負費でございますが、新ごみ処理施設事業計画地造成工事で270万円の支出を、17公有財産購入費でございますが、新ごみ処理施設整備に係る用地購入費で544万円の支出を、19負担金、補助及び交付金では、新ごみ処理施設の給水に伴います交野市水道局への水道工事等負担金で1,188万6,492円の支出をいたしてございます。次に、(款)(項)公債費でございますが、予算現額2,254万2,000円に対しまして、平成11年度から平成24年度の間に借り入れました公債費の元利償還金として2,253万4,378円を支出いたしてございます。その内容でございますが、36ページ、37ページをご覧いただきたいと存じます。1元金で2,138万3,053円を、2利子で115万1,325円の支出となつてございます。最後に(款)(項)(目)予備費でございますが、予備費の予算現額100万円に対しまして、充当はなく、全額不用となったものでござ

ございます。以上によりまして平成25年度会計の歳出合計は予算現額7億2,303万4,000円に対し、7億1,259万350円の支出で、差引1,044万3,650円が不用額となったものでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと存じます。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。先ほどご説明いたしましたとおり、歳入総額7億2,303万5,000円に対しまして、歳出総額7億1,259万円の支出となり、歳入歳出差引額は1,044万5,000円となったもので、翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支額は1,044万5,000円となったものでございます。

次に、40ページ、41ページをご覧いただきたいと存じます。財産に関する調書でございますが、公有財産の(1)土地及び建物につきましては、新ごみ処理施設整備に係る用地購入により、土地で2,974.86㎡増加し、決算年度末で15,890.84㎡となっております。建物の決算年度中での増減はございませんでした。

次の42ページでございます。(2)物品につきましては決算年度中での増減はございませんでした。

なお、本決算書の2ページから5ページにおきましての決算数値につきましては、ただ今の事項別明細書の説明をもちまして説明とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

また、決算書に合わせまして地方自治法292条において準用する同法第233条第5項の規定により事務事業の成果を説明する資料、書類といたしまして平成25年度主要な施策の実績報告書をお手元にお届けさせていただいております。併せてご高覧いただきますようよろしくお願いたします。

以上、誠に簡単ではございましたが認定第1号平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りご認定をいただきますようよろしくお願申し上げます。

1. 議長(新 雅人君) 決算書の内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。6番中上議員。

1. 6番議員(中上さち子君) 主に実績報告書に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。16ページのところなんですけど、主な業務委託の状況ということで載せられていまして、この中で、このページにおいては4つほどが、長期継続契約、これがされているということなんですけど、61ページの方にも使用料とか賃借料なども長期の継続契約がなされているんですけども、委託や借り上げなどの事業が主に行なわれていますが、この契約のメリットとかデメリットの両面があるんですけど、導入の考え方についてお尋ねいたします。

もう一つ、すいません。もう一つは、17ページの横なんですけど、一番下の方に11月18日から20日にかけて事業系の一般廃棄物の不適正物などの混入物について調査をされたということなんですけど、この調査結果について書かれておられないので、この結果と、また検査で見つかった不適正物と言われるごみの混入の割合ですね、それがどれぐらいなのかということと、もう一つはこの実績報告の中にも業務契約の事で書かれております16ページと54ページ、更に61ページが業務契約について書かれておるわけなんですけど、この随意契約の割合はどれぐらいなのかということをお尋ねします。これらの契約についても同時に随意契約も入札で行われて、どうかということとをぜひ、記載をすべきではないのかなと思うんですけど、その辺はどうかということ。

あと61ページの最後の方の、これは決算書の方では35ページにも載っておりますけれども、

委託料の一番上の戸別配布業務ということで、四條畷市のシルバー人材の方に委託されてるんですが、どういった内容なのか、なぜ四條畷市のシルバー人材センターなのか、その辺をお聞きいたします。

この4点、とりあえずお願いします。

1. 議長（新 雅人君） 事務局次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 今、中上議員さんの方から4点の質疑があったということで、私の方から答弁をさせていただきます。

まず長期継続契約の導入の考え方、メリットとかデメリットの両面という事でございますけれども、従来、地方自治法におきましては、複数年度にわたる契約は、電気、ガス、水の供給や不動産を借り受ける契約に限定されておったんですけれども、地方自治法とその施行令が改正されて、翌年度以降に物品を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、事務の取扱いに支障をおよぼすようなもののうち、条例で定めるものが長期継続契約の対象として加わったこととなります。これを受けまして、本組合におきましても、長期継続契約の締結に関する条例を設置させていただいております。

メリットといたしましては、複写機とかパソコンなどのOA機器は行政運営を行っていく上で欠かすことのできないものでありますが、これらを借り入れるための契約方法は、商慣習上では複数年にわたることが一般的であります。しかしながら自治法の改正前につきましては単年度契約によって毎年度契約を締結しておりました。この条例を制定することによりまして、商慣習に合致した複数年度にわたる長期の契約を締結することができることとなり、事務の効率化、事務の安定化を図っていくことが期待されております。また、このことは、請負業者にとりましても、長期契約期間を明確に提示されることによりまして、長期的に安定な契約ができることが担保されますことから、契約金額の抑制などが図れるものと考えております。

さらに、契約を複数年度にわたって1度に締結することになりますので、毎年度行う必要があった契約事務をまとめて1度で行うことができますことから、事務の簡素化、効率化が図れるものと考えております。

一方、デメリットといたしましては、特にパソコン等の物品の借入れで考えられるところではございますが、契約期間が長期にわたりますことから、契約期間中に著しい技術革新などがあつた場合などに契約を継続していくことが事実上不利益になる場合などが想定されます。

2点目の実績報告書17ページの不適正物の検査の結果ということでございますけれども、事業系の収集ごみについて検査をしております。四條畷市の搬入車両につきましては、11月18日から20日の3日間におきまして19台を、また交野市の搬入車両につきましては、11月18日及び19日の2日間において23台の、それぞれの車両の不適正物の混入などについて調査を両市と一緒に実施したところでございます。

四條畷市におきましては、資源物となる缶、ビンなどが確認されております。また、交野市におきましては、資源物となる新聞、段ボール、ペットボトル、缶、ビン、トレイなどの発泡スチロールなどが確認されております。

調査の当日ですね、どこの事業所で収集したごみであるか、収集の運転手に聞き取り調査を行い、最終的には両市で調査結果をまとめられ、それぞれの許可業者の方に対して指導に当たって

いると聞いております。

また、検査につきまして搬入割合ということでございますけれども、この検査につきましてはごみピットに搬入されたごみを直接目視で確認をしておりますことから、不適正ごみの搬入割合というのは把握することができません、ということでございます。

それと3点目の実績報告書に記載させて頂いている随意契約の割合でございますけれども、随意契約の割合につきましては、この実績報告書の記載の契約では46件ありまして、そのうちの38件が随意契約となり、割合につきましては約8割が随意契約という事になってございます。

また、これらの契約の方法の記載につきましては、構成両市においても実績報告書には入札か随契かという記載がされておられませんので、今後は両市の動向も踏まえて、対処してまいりたいと考えてございます。

最後の4点目の戸別配布業務ですけれども、この戸別配布業務につきましては、「東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業」に係ります環境影響評価準備書についての公聴会の開催につきまして、広報誌において市民の方々への周知をしようとしておりましたけれども、公聴会の開催日程が決定された時期の関係から、四條畷市の広報への掲載が間に合わなかったということで、四條畷市の全戸において24,103枚の戸別配布により周知を行ったものでございます。この委託先につきましては、四條畷市シルバー人材センターとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） まずは再質の方で、長期継続契約についてお尋ねします。先ほどの答弁でデメリットとして契約途中で技術革新があった場合など、不利益な場合もあるとこういふこともありましたけれども、メリットとして長期継続契約で契約金額の抑制が図れるというご答弁があったと思うんですが、実際コストダウンになっているのかどうかということでお聞きしたいんですが、たとえば16ページに4つの業務の削減額ですね。これはどれぐらいになったのかということと、また長期継続契約については品質の確保とか、また競争性を確保するというところで、工夫はされているのか、契約は入札になっているのか、限度額はもうけられているのか、その辺をお尋ねいたします。

1. 議長（新 雅人君） 事務局次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 実績報告書16ページに記載しております長期継続契約の業務につきましては、庁舎の清掃業務、複写機借上、OA機器の借上、AEDの借上となっております。まず、庁舎清掃業務におきましては、長期継続契約と以前の単年度契約を比較いたしますと、年間で約3万円の減額という結果になってございます。なお、複写機借上につきましては、リースからレンタルへと借上げの形態を変更したこと、またOA機器借上げにつきましては、以前は買取でしたが、それからリースに切り替えたこと、またAEDの借上げにつきましては、この契約が初めてで最初の契約ということになりますので、長期継続契約と以前の単年度契約を比較することはできません。

品質確保や、競争性を確保するためには、仕様書の内容を可能な限り精査することによりまして対応をしております。また、この4つの業務につきましては、全て随意契約をしております、限度額については設けていないということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 要望という事になるんですが、この4つの今の答弁いただいた分については、随意契約ということで、OA機器とか借上げの部分はまた清掃業務についてはどう考えても技術の特殊性とか緊急性などの、こういう理由は見当たらないと思いますので、こういう業務については競争入札の導入をぜひ検討していただきたいのと、あと、この長期継続契約で危惧いたしますのは、随意契約の隠れ蓑的な、そういう契約方法になるんじゃないかなということも思っておりますので、契約についてはそういう公正な部分で進めていただきたいなと思っております。

あと最初に質問いたしましたように、随意契約とか競争入札で契約やっていると、この辺が公開できるようにぜひしていただきたいなと思っておりますので、その辺の要望だけさせていただきます。

1. 議長（新 雅人君） 他にありませんか。12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 今質問された随意契約に関しましては、私もずいぶん前に取り上げさせていただいたこともあります。今仰られたような随意契約を入札制度導入できるものがあればそれはぜひ公平性とか透明性の確保という観点からも検討をお願いしたいということをおっしゃいます。

あと1点だけ質問させていただきたいのが、決算審査意見書の中の一番最後に、今のこの施設について自然災害の防災ということに努められたいというような文言がありまして、この点からこの施設に関しては土砂災害の危険性ということについて調査、対策、どのようにされているのか、また防災に関するお考えはどんな中身をお持ちなのかということをお伺いしたいと思います。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 現有施設における本組合の自然災害の防災などの考え方ということでございますけれども、新ごみ処理施設の稼働を平成 29 年 5 月を目標にしております。現有施設での防災対策について、巨額の経費を投入して行うということは、考えにくいところでございまして、平成 24 年度には煙突の耐震改修工事を行い、建築基準を満足するように対策を講じさせていただいております。

また、進入路におきまして、平成 24 年 8 月 14 日に土砂崩れが起こりまして、進入路の通行の妨げということになりました。その土砂崩れが起こった場所につきましては、業者が建築廃材などを積み上げているような状況でございまして、これにつきましては現在、大阪府の方が指導を行っておると、いうところでございます。

具体的な防災対策を施設周辺で行うというような予定はございませんけれども、災害が起こった時のために、移動式の発電機であるとか、チェーンソーですね、要はここらも木がありますんでそれでまた進入路を塞ぐとなった時に木を切るというような機材などを揃えておるというところでございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） この夏は特に土砂災害の問題が全国で見受けられて、その意識が今、大変高まっている中で今回、決算審査意見書の中でもこのような文言があったと思うんです。そのことから考えて今の現有炉の周辺の土砂災害が予測される度合いとか、進入路については今仰ら

れたような府が指導していただいているということですが、今も通ってきたときに塀というか、あったように見受けましたけども、それが十分な対策なのかどうか。やはりこういった災害が起こった場合、市民の生活に支障をきたすような施設については住宅がなくてもですね、やっぱりきちんとした指導対策がおこなわれるべきだと思いますので、その点について府が十分な対応をしてくれているのかどうか、そしてこの組合として要望を重ねているのかどうか、その辺を再度お伺いしたいのと、新炉の建設地というのは、土砂災害という点に関しては危険性というのではないのかどうか、その点は調査されているのかだけ、お伺いしたいと思います。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現有炉の周辺の話と新炉の建設予定地の話で、まず現有炉の関係でございます。山側の部分については全て本組合以外の土地ということで、その保全対策を打っていただくべきはその土地所有者であろうというふうに思っております。現実的に過去に、カーブとは違う奥側で守口市がお持ちの土地が崩れたということで、守口市の方で補修されたという経過がございます。あと、府が指導入っていただいているカーブのところでございますけれども、いろいろ法律に関わった府の関係課が指導にあたっていただいております。ただその事業をなさっている方が入院を繰り返しているような形の中で、指導どおり直ちに動いていないという実態はあろうかと思っております。ここらについては府とも協議しながら根強いっていうんですか、指導をお願いしたいということで現行上、お願いしてございます。

また組合といたしましては、人災的なですね、人が崩れることでけがをするということがないように、崩壊危険であるという周知なんかもさせていただいております。

あと、新炉につきましては若干周辺地域に背後に山っていうんですか、小高い部分がございまして。これについては当然、危険性っていうのを十分認識しながら、一定工事の中に折り込んでいきたいと思っております。

特に施設側に影響があるという事に限定しなければですね、全ての道側の土地をどうこういうってことはできません。少なくとも私どもの持っております土地については安全確保については十分配慮して計画しておるところでございます。

1. 議長（新 雅人君） 他にありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。認定第1号平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第7、議案第4号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（新 雅人君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第4号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君）ただいま議題となりました議案第4号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

まず、補正予算書1ページをご覧いただきたいと存じます。この補正予算（第1号）は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,109万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,419万2,000円としようとするものでございます。

その内容についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

まず第2表、地方債補正でございますが、補正前の28億8,770万円を、補正後の額29億840万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金であります。補正前の額8億6,457万6,000円から1,004万5,000円を減額し、8億5,453万1,000円としようとするものでございます。まず、四條畷市でございますが、前年度繰越金精算に係る分として478万6,000円の減額、補正による増額分として17万4,000円、合計で461万2,000円の減額となっております。次に、交野市でございますが、前年度繰越金精算に係る分として565万7,000円の減額、補正による増額分として22万4,000円、合計で543万3,000円の減額となっております。

次に、（款）（項）（目）繰越金でございますが、補正前の額1,000円に前年度繰越金の額に合わせ1,044万3,000円を増額し、1,044万4,000円としようとするものでございます。

次に（款）（項）組合債（目）衛生債でございますが、補正前の額28億8,770万円に2,070万円を増額し、29億840万円としようとするものでございます。

次に10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

（款）（項）建設事業費（目）新炉建設事業費でございますが、補正前の額32億3,010万2,000円に2,109万8,000円を増額し、32億5,120万円としようとするもので、これは新ごみ処理施設に係る用地購入のうち公社の手数料に係る部分でございます。

この内容でございますが、当初予算の編成にあたり、両市の土地開発公社の帳簿価格によりまして、組合に報告された金額により計上いたしておりますが、これは四條畷市は手数料を含まない額で、交野市は手数料3%を含んだ額となっております。両市の土地開発公社では建設予定地を先行取得される平成8年の時に両市の土地開発公社の手数料が四條畷市は3%、交野市は4%と差異がございましたことから、手数料の率を合わせるために手数料を3%とする協定書を交わされていたところでございます。その後、四條畷市土地開発公社の業務の執行に関する規定が改正されまして、手数料の部分が省いたところであり、四條畷市から交野市へ手数料を徴収し

ないということができないかと協議をなされていたところでございます。先般、交野市から協定書のとおり手数料の3%を徴収する事とするという旨の報告を四條畷市が受けられ、四條畷市から組合に対しまして交野市と同様に手数料の3%を徴収する事となった旨の報告と合わせまして、組合による補正予算措置の依頼があったところでございます。このことによりましてこの度、四條畷市土地開発公社の持ち分に係る手数料3%分の補正予算を行おうとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号平成26年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第8、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。

なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は15分以内となっております。

只今から、順次質問を許可いたします。12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

まず1つ目に、地元住民との協議、勉強会の経過についてお伺いします。

四條畷市、交野市はもちろん、生駒市も含めた地元住民との協議や勉強会に関し、今年度に入ってから状況についてお聞かせください。

2点目には、造成工事における基準値を超える有害物質の除去などの対応についてお伺いします。新炉建設を進めている土地は、フッ素や鉛などの6物質が測定場所によっては基準値を超える濃度が検出され、問題となりました。

1年前の議会で私は「造成工事を行う業者は有害物質に対応する技術を持っているのか」と質問しましたが、それに対して「準ゼネコンで技術力は問題ない」という漠然とした答弁しか返ってこず、具体的内容が示されませんでした。

現在行っている造成工事で、基準値を超えた物質の対応をどうされたか、物質ごとの処理・除去方法について、具体的内容をお答えください。

以上、よろしくお願ひします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それではまず平成26年4月以降の周辺地域との会合状況並びにその内容

でございます。

まず、四條畷市域では、下田原区環境委員会とは毎月1回開催しており、造成工事の進捗状況や四條畷市の地域振興策の進捗状況などの報告の内容が主なものでございます。また、田原地区環境保全連絡協議会とも毎月1回開催しており、四條畷市域では請負業者も協定の締結書の中に入れるという事となっておりますので、造成に係る工事協定書は締結済みではございますが、施設建設工事に係る協定書の協議を中心に、造成工事の進捗状況も合わせまして報告してございます。10月11日には施設建設工事に係る協定書を締結したところでございます。

次に、交野市域でございますが、妙見東地区ごみ焼却場問題対策委員会とは4月28日に会合を、また、私市地区新ごみ処理施設対策委員会とは、5月26日に会合をそれぞれ持ち、内容は新ごみ処理施設建設工事等事業概要として、主に造成工事について全体スケジュールや工事内容をご説明させていただいております。

次に、生駒市域では、新ごみ処理施設の立地に伴う環境問題等連絡会とは4月7日に基本合意及び工事協定等に係る今後の手順、基本合意書（案）及び工事協定書（案）の内容確認などの会合を持ってございます。5月7日には同連絡会と基本合意書及び工事協定書の調印式と新ごみ処理施設建設工事等の事業概要につきまして、主に造成工事について全体スケジュールや工事内容をご説明させていただいたところでございます。

8月6日には基本合意に係る確認書（案）の協議と造成工事の進捗状況等の会合を行い、また8月29日には基本合意に係る確認書の調印式及び造成工事の進捗状況等の説明をする会合を同連絡会と行ってございます。

2点目の造成工事における土壌の基準を超えた物質の対応でございますが、大阪府知事より「形質変更時要届出区域」の指定を受けた土地を造成するにあたりましては、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき行うものでございます。汚染物質の処理や除去ではなく、環境影響評価に記載された、粉じんの飛散防止であるとか、土壌を事業計画地から持ち出さないというような、環境保全対策を講じておるところでございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） ありがとうございます。昨年度の先ほどの決算での実績報告の中で、住民の皆さんと協議されたというのが、細かく書かれておりましたので、昨年度については割と回を重ねて会合を進めていただいた皆さんのご苦勞にも感謝します。

それで今年度の状況について、先ほどご答弁いただいた四條畷の下田原環境委員会と田原地区環境保全連絡会では、月1回会合を重ねておられるということで、一番直近の会合についてはどのような状況だったのか、その内容はどんなものだったかという事をまずお聞かせいただきたいのと、交野市は4月と5月に会合を持ったということで、それから半年経っていますが、その後は何も話し合いの場がないのか、今後の対応をどうされるのかということ。そして生駒市は8月に基本合意の調印式を行われて、その後はどのような対応になっているのか、それぞれお聞かせください。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まずあの四條畷市の部分でございます。まずあの田原地区環境保全連絡協議会でございますけれども、最終的には9月30日に開催してございます。この日は造成工事の

進捗状況の報告と施設建設工事に関する協定書の内容確定の協議でございました。委員は12名おられる中で11名のご参加をいただいて、協議をいたしました。

その中で今後は報告案件が中心になるであろうという事の中で、進捗状況の報告等の資料は委員に配布してもらいたいということで、会合の開催については定期的な開催から、必要に応じて開催するというような形で前回の会議の中で委員の方々と確認されたというところでございます。

次に、下田原区の環境委員会でございますけれども、最終的には11月5日に開催をさせていただきます。この内容につきましても造成工事、あるいは地域振興策に係る進捗状況のご報告をさせていただいた。また施設建設工事に関する協定書に係る確認書、この内容の確定、協議をさせていただいたというところでございます。委員の出席については12名の中で7名参加という形で行っていました。下田原区環境委員会につきましては、毎月開催を原則となさっておりますが、12月については開催しないということで、今回は1月という形になろうかと思っております。

次に、交野市域につきましては先ほど会合の日程を申し上げました。それ以降の部分でございますけれども、直近であれば私市地区に対しまして、この11月20日の日に事業計画地の現地見学会の催し物というんですか、企画をさせていただいたというかたちで、これはもう一定、調整済みの部分でございます。また、工事のスケジュール等につきましては月初めにその月分を仕上げるとございまして、その情報提供については各地区にお渡しをさせていただいております。

生駒市域につきましては、一定、会合は8月以降やっておりますけれども、今、日程決まっておりますのは12月6日の土曜日でございますけれども、この日に現地見学会を14自治会の役員の方としたいという形で今、申し出をいただいております。その申し出をお受けして見学会を開催しようというふうに考えてございます。

また、この生駒市域につきましても、毎月初めに出来上がります造成工事のスケジュールにつきましては情報提供させていただくというような形で、今現在も会合はなくても地域の方々に情報提供、あるいは接触を重ねておるといった状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

1. 議長（新 雅人君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 分かりました。造成工事の説明など行っていただいて、その中で造成工事での協定が守られていないところは出てきていないのか、あるいは工事に関し住民の苦情なんかは届いていないかどうか、その辺はいかがですか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まず、工事協定書の中で非常に重要なところは私らは報告するというところの条項がございます。これは毎月1回開催して報告するというところ。これにつきましては先ほど会議の中で報告案件、軽微な報告案件であれば資料提供で足りるという決定をなされたということで、その部分の対応をさせていただいております。

あと、工事協定書につきましては毎月、委員に配布するという事も書いてございまして、それを履行しておるといったところで、一定、工事協定書に書かれた条項を履行する形で今、特に問題を起している部分ではございません。

あと、地域からの苦情という部分についても会合あったりとかですね、あるいは地区の区長さ

んはじめ、代表の方にお会いするたびに何かそういう苦情等入っていませんかと聞いておりますけれども、ないという形でご返答いただいております。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 特に工事に関して問題なく進んでいるというように今、受け止めましたので、引き続き住民の方々に対してはですね、今、市と話し合いを重ねておられますので、引き続き住民の理解を最優先にして、新炉建設を進めていただきたいということは要望しておきます。

2 点目の造成工事の問題なのですが、当初の工事の説明では、私が抱いていたイメージなんですけど、土を掘り出してそれが余るから外部に持ち出すのかなというようなことも思っていたんですが、土の処理についてどうされるのか、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 土壌の環境保全対策につきましては、事後調査計画書の中にも書かせていただいている部分がございますけれども、掘削土壌、あるいは切り土等の発生土につきましては、廃棄物を除去した後に、土壌改良を行い、事業計画地内の盛土として可能な限り全量を使用するものとしてございます。場外への土の持ち出しは行わないという形にしてございます。

また、土壌汚染対策といたしましては、施設の供用時、最終的な仕上げとしては 10 cm 以上のコンクリート、あるいは 3 cm 以上のアスファルト、もしくは 50 cm 以上の非汚染土で覆土をして安全確保を図るという形で、事後調査計画書の環境保全対策の中で書いてございますので、よろしくお願ひします。

1. 議長（新 雅人君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 今、中の土は盛土で建設地内で処理をするというようなことで、後の方に言われたコンクリート、アスファルト、非汚染土で覆うという、その 3 つの案に関しては現段階でどの対応でやっていくのかというのは決まっていないんですかね。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今、造成工事でございます。造成工事が終わりますと、このあと施設建設工事という形の中で、いわゆる路盤というんですかね、施設建設後の盤なんかも作っていきまですんで、今はこのアスファルトというのは仮舗装としてやっている部分程度でございますんで、舗装コンクリート打ちっというのにはございません。

そのような場合については飛散を防止するというのを重点に置いて、飛散しないように水打ち等を行いながら環境保全を図っておるといところでございます。以上です。

1. 議長（新 雅人君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） これからまだ対策が進められながらやっていかれると思います。全て予定地内のところはアスファルトで覆うというような、そういうことではないんですね。それはまた細かい事はこれからも引き続き聞いていく事にしまして、ここ、日常的に通う職員などが被害がないような、そういう安全な対策というのを立てていただきたいということを最後にお願ひして、以上で終わります。

1. 議長（新 雅人君） これにて岸田議員の一般質問を終結いたします。6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 2 点ほど一般質問させていただきますが、1 点目は環境アセスメントにおける事後調査のあり方についてお尋ねいたします。

事業の実施において、環境への影響を予測や評価をいたしまして、適切な環境保全対策を事業に組み入れる、これが目的で行われている制度であると思うんですが、現在、新しいごみ処理施設の建設が進められておまして、地元の住民の皆さんは本当に期待も抱きながらも不安と、そういう部分も持っておられるので、安心していただくための環境の保全を優先する立場で建設に向けた事後調査のあり方ですね、及び進め方についての考え方をお尋ねいたします。

2点目は先ほど25年度の決算審議の中でもお尋ねいたしました。被る部分があるかもわかりませんが、業務の随意契約から競争入札への改善についてです。この間の組合議会の質問で、随意契約で行われている事業を競争入札への改善を要望してまいりましたが、どう改善されてきたのかという点と、改善された事業があれば教えてください。よろしく申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは1点目の事後調査のあり方についてでございます。

大阪府環境影響評価条例第27条第1項の規定に基づきまして、事業者は、対象事業に係る工事に着手するときは、あらかじめ規則及び技術指針で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所その他の方法について記載した計画書「事後調査計画書」でございますけれども、これを作成し、知事に提出しなければならないという事となっております。

そこで、事後調査のあり方、進め方につきましては、平成25年10月に策定いたしました、大阪府にまた提出いたしました事後調査計画書に基づきまして実施いたしてございます。

例えば、工事中における水質に関しては、PHや濁度について調整池出口1地点で1日2回測定することとしており、SSであるとか、ダイオキシン類については、排水口1地点で年6回測定するという事になってございます。

また事後調査結果につきましては、大阪府に提出することとしており、公表につきましては、大阪府においてホームページで調査結果を掲載されます。本組合につきましても、大阪府の公表後、直ちに組合ホームページに掲載する事とともにですね、定期的実施している周辺地区との会合の場においても情報提供をしていこうというふうに考えてございますので、よろしく申し上げます。

次に2点目でございます。随意契約から入札の改善についての部分でございます。これまで、特殊部品や特殊技術の必要な場合、あるいは性能保証に係るものは入札に付すことが困難でありますことから、これら以外につきましては、できる限り入札を導入してまいりたいと考えておりますと、ご答弁をさせていただいたところでございます。平成24年度と平成25年度を比較いたしましても新たに入札を導入した事業は、今現在ございません。

現在、組合におきまして、新ごみ処理施設の稼働までに、組合の規約、条例、規則などを見直し検討をしております。この見直しに加えまして、本組合の入札制度の見直しや随意契約のガイドラインの作成などの事務も進めてまいろうと考えてございますので、よろしく申し上げます。以上です。

1. 議長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 再質のまず1つ目として、事後調査について行なわせていただきます。

現在、事後調査計画書による工程はどの段階なのかということと、また、事後調査計画では、事後調査の方針とか、また項目と選定などが書かれておるわけですが、調査が進む中で予測してい

なかった事態もあり得るわけですね。そのあたりの対応についてと、あと事後調査計画書では、「環境保全上に問題があると認められた場合は、適切な措置を講ずる」という事になっておりますが、どういった対応が考えられるのか。最初に答弁いただいた調査項目ですね、そういう具体的に、それにとって予測事態を超えた場合などについてお答えいただきたいと思います。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まず、事後調査計画書による現在の段階についてでございますが、事後調査計画書では、工事時と施設の供用時に分類しており、かつ工期を3年3ヶ月程度と見込んでおりますことから、現在は造成工事中でありますので、工事時の第1年次の段階でございます。

また平成26年5月に造成工事着工後、調査を実施し、大阪府には9月分までの報告をさせていただいております。

次に、調査を進める中での予測していなかった事態への対応についてでございますが、具体的には、計画書では調整池出口で1日2回PH及び濁度を測定することとなっておりますが、実際には降雨がなく、測定箇所に水がないという場合がございます。その対応につきましては、大阪府と協議いたしまして、参考として調整池内や上流側の第1沈砂池の水を測定するというような対応をさせていただいたところでございます。

次に、環境保全上に問題があると認められた場合の対策や、予測事態を超えた場合などの対応についてでございますが、例えば、水質・地下水については、事後調査計画書の環境保全対策の内容として記載してございます。管理目標を満足できない場合につきましては直接放流を停止し、次の水質測定により管理目標を満足するまでの間につきましては、濁水処理装置などを経由させ、有害物質濃度の低減処理を行った後に放流するというような形で、環境保全対策を図るという事としてございますので、よろしく申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 事後調査によって本当に想定外な事もあり得るわけなので、環境保全の目標値が確保できない場合など、住民のみなさんの不安を減らし、信頼を勝ち取る上でも、環境保全のための追加の措置もぜひ考えといていただきたいと思っております。

次に、住民への情報提供についてどう考えておられるのかということですが、調査中に問題が生じた場合はもちろんですが、調査の中間報告とか、結果報告についての情報開示、関係する住民とか、また両市に知らせるという事となっているのかどうか、その辺お願いします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 事後調査の結果報告につきましては記載様式例に基づき、大阪府に今、報告してございます。大阪府におきましてはホームページにおいて情報提供される手順となっております。また、大阪府のホームページの掲載後、速やかに組合のホームページにも掲載したいと考えてございます。

また、関係する地域あるいは構成両市につきましても結果について、情報提供させていただこうと考えてございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 住民の皆さんに情報を交換する、提供する、そういう場は積極的に設けるべきだと考えております。その際は予測値と調査結果との比較とか、そういう得られた情報

を、データを住民に開示して説明していただきたいなと思っております。

次に、事後調査の取り組みですよね。そういう事業について住民の皆さんにも立ち会ってもらおうという、こういう設定もありではないかと。積極的な情報交流を通じて安心してもらうという事に繋がるのではないかなと思います、この辺りはどうでしょうか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 事後調査につきましては、事後調査計画書の（案）の段階から、周辺住民にはご説明あるいはご協議をさせていただいてきたところでございます。

また、今お話がございました、調査の立ち会いを含む工事現場への立ち入りにつきましても、工事協定書の中で可能という取り扱いにしております。現時点ではそれらの地域からのご意見は出てございません。

今後も引き続き情報提供にはしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

1. 議長（新 雅人君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 住民の皆さん、また両市の市民においてもごみ処理施設の建設でね、土壤汚染のこととか、大気汚染のことで、不安を持っておられると思えますんで、住民からそういう意見が出た場合、もちろん対応も必要ですが、組合として情報公開の1つとして積極的にそういうことも検討されるのも、これから供用を開始するにあたってね、お互いの信頼関係を繋いでいく上でも必要かと思えますんで、その辺のことも考えていただけたらなと思えます。

最後に、事後調査の信頼を高めるということで、管理体制も必要ではないかと思うのですが、その辺はどう考えておられますか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今、質問の中で事後調査の信頼性というお話がございました。事後調査の内容の信頼性につきましては、測定分析は専門の第3者機関で行うこととしてございます。

また、事後調査の実施にあたり作成する事後調査計画書は、大阪府と協議調整後作成したもので、大阪府では必要があると認めるときにつきましては、大阪府環境影響評価審査会の意見を聴くとなっております。事後調査結果報告書につきましては、大阪府においても内容確認をされるということになります。事後調査の信頼性は確保されておる、調査結果については確保されておるというふうに考えてございます。

また、今後も引き続き、きめ細かな情報提供に努めてまいり、周辺地域の方々の信頼を得るよう努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い致します。

1. 議長（新 雅人君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 要望ですが、繰り返し言いますが住民の皆さんの信頼を高めるためにも検査を実施する管理体制の構築とか、住民との情報が共有できる電子縦覧の活用などもぜひ進めていただきたいと思っております。

引き続きまして2点目の随意契約について再質問させていただきます。これまでの議会質問で、できる限り入札を行いたいと考えているということの答弁があったかと思うんですが、また以前の議会でも、具体的に「焼却灰及び処理灰搬送業務委託料」について、入札に向けた検討を行っているというふうな、こういう答弁がありましたが、検討が進んでいるのかどうかということをお

尋ねいたします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 焼却灰及び処理灰搬送業務委託につきましては、入札に向けて、平成 25 年度に大阪府内の一部事務組合 8 団体及び北河内の 4 市に対しまして、焼却灰及び処理灰搬送業務の契約について調査をいたしたところでございます。その結果、随意契約の団体が 2 団体、指名競争入札が 6 団体、一般競争入札が 4 団体という調査結果が出てございます。

本組合において、焼却灰及び処理灰搬送業務を入札する方向で検討をすることとしており、現在、入札の方法、指名競争入札又は一般競争入札で行うか、また、請負業者も機材等を揃える必要がございますことから、単年度契約又は複数年契約をすべきかというような、またいつから入札を実施するかなどの検討についても進めてございます。

また、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、組合の規約、条例、及び規則等の見直し、検討を行ってございます。これに加え入札制度の見直しや随意契約のガイドラインを作成する事務も進めてございます。これらを総合的に判断する中で、入札に切り替える年度等について決定してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） 先ほどの 25 年度の決算審議の中で、実施事業の随意契約にかかる事業の割合は 8 割ということですね、これはたいへん大きいなど。数年前にお聞きしましたところ、70% くらいだったかなと思うので、増えてるんじゃないかという感想を持ちまして、ここでも確認したいのは、随意契約は、競争入札を原則とする自治体の契約方法の例外であることを十分認識していただいているのか、こういう点と、あと組合として随意契約が妥当な事業として挙げられている部分で、特殊な部品とか、あるいは特殊な技術の必要部分、性能保証に関わる部分について、入札に付することが困難と、こういう事が言われておられますが、現在、随意契約されている事業のすべてが、これに該当にあたるのかどうか、これをお尋ねいたします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 地方自治法に則った考え方で申し上げますと、基本は一般競争入札を行うことが本筋であろうという認識でございます。

また、本組合の業務におきましては、特殊な部品、あるいは特殊な技術の必要な部分、それと性能保証に係る部分について入札に付することが困難な業務、ものもございまして。これらは焼却施設に係るもので、随意契約をしている業務すべてが、この一般競争入札に該当するというものではないのではないかと考えてございます。

1. 議長（新 雅人君） 6 番中上議員。

1. 6 番議員（中上さち子君） まだまだ競争入札に切り替える業務があると思いますので、ぜひお願いいたします。

随意契約におきましても、更なるその随意契約の事務の公平性、透明性を保つという部分、こういう部分もあるかなと思うんですが、交野市では、随意契約のガイドラインに則って、2 社以上の見積もりが必要となっている、こういうふうな随意契約でも取り扱いになってるんですが、組合としてはどういうふうな取り扱いになっておりますか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 本組合の財務規則は暫定規則でございます。四條畷市の財務規則の例によるものとなっております。

四條畷市の財務規則では、随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者から見積書を徴さなければならない。ただし、やむを得ない理由があるとき又は特に必要がないと認めるときは、見積書の徴収を省略することができると規定されておりますことから、本組合におきましては、この財務規則の例により取り扱ってございます。以上でございます。

1. 議 長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） やむを得ない理由でという事で、単独でのそういう契約もあるようですが、反対に厳しいチェック体制を設けているところもあるので、その辺はガイドラインを作成されるということであるので、十分盛り込んでいただきたいと思っておりますが、すでにガイドライン作成されておられます自治体とか団体ではね、業務等に精通しているとか、納入実績があるとか、使い勝手がよいという、こういうだけでは随意契約の理由にはならないという事にもなっておりますので、やはり自治体の本来の契約のあり方という事では、それを改善するためにもぜひ随意契約ではなくて競争入札ということで進めていただきたいんですが、そういう事もお願いしまして、最後の質問の方にさせてもらって、随意契約の理由の公表についてですが、契約の透明性の確保と市民に対する説明責任を明確にするために、随意契約の事業ですね、これについて、この事業は随意契約、これは競争入札ということで、こういう公表をすべきだと考えますが、その辺はどうでしょう。

1. 議 長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 本組合におきましては、随意契約理由の公表につきましては、四條畷市や交野市の状況を参考にしながら、随意契約のガイドラインを作成する事務の中で、その辺については検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 要望ですが、先ほどの25年度決算、さまざまな業務が載っていましたが、契約方法が随意的なのか競争入札なのかこれも分からない、交野市、四條畷市がそういうのを記載していないからという事もありましたが、これではこのこと自体が問題だと思いますのでね、それに右に倣えになるんじゃなくて、改善して頂きたいと契約の形態の公表ですね、これを求めておきます。

もう1回繰り返しますが、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則でありますので、このことを認識していただいて随意契約のガイドラインの作成にあたっていただきたいということをお願いしておきます。

1. 議 長（新 雅人君） これにて中上議員の一般質問を終結いたします。これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（土井一憲君） 第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の組合議会におきましては、新しく議長に新議員さんのご就任をいただいたところであります。また、決算並びに補正予算の2案件につきましても慎重なるご審議を賜りご認定、ご可決いただきまして誠にありがとうございました。

さて、新ごみ処理施設整備事業につきましては、開会のあいさつの中で申し上げましたように、事業計画地造成工事など諸事業の取り組みを進めているところでありますが、近隣住民の皆さまのご理解は大きな要素であります事から、引き続き工事の取り組み状況や環境保全、地域振興策などに係る情報提供や会合なども行いながら、事業の推進に努めてまいる所存であります。

議員の皆様には、新ごみ処理施設整備事業に何卒ご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成 26 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 2 回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

(時に 15 時 48 分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 26 年 11 月 18 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合副議長

山 下 幸 恵

四條畷市交野市清掃施設組合議員

島 弘 一

四條畷市交野市清掃施設組合議員

曾 田 平 治